

厚生文教委員会報告書

平成27年1月14日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 鵜 川 晃 匠

平成27年1月14日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
請願第4号ヘルスパ日生の存続を求める請願	趣旨採択	なし

<委員派遣>

- 1 調査事項 学校教育についての調査研究
○教育用タブレット活用授業
- 2 その他 実施日及び派遣先は委員長に一任

<報告事項>

- 生活困窮者自立支援法について（社会福祉課）
- 臨時給付金・子育て世帯特別給付金の給付状況について（社会福祉課）
- 養護盲老人ホームの措置費決定に係る損害賠償請求事件について（介護福祉課）
- 第6期介護保険事業計画について（介護福祉課）
- 日生南小学校の統廃合について（教育総務課）
- 成人式について（生涯学習課）
- 旧閑谷学校の世界遺産登録推進について（生涯学習課）
- 備前焼の日本遺産認定について（生涯学習課）
- 「まなび」フォーラムの開催について（生涯学習課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項	2
請願第4号の審査	6
委員の派遣について	23
閉会	23

厚生文教委員会記録

招集日時	平成27年1月14日（水）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午前11時55分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	鵜川晃匠	副委員長	星野和也
	委員	橋本逸夫		津島 誠
		守井秀龍		立川 茂
		石原和人		森本洋子
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	田口健作		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	田原隆雄		
	参考人	なし		
説明員	副市長	武内清志		
	保健福祉部長	金光 亨	福祉事務所長 兼臨時給付金対策課長	横山雅一
	保健課長	山本光男	介護福祉課長	高見元子
	社会福祉課長	柴垣桂介		
	教育次長	末長章彦	教育総務課長	植田明彦
	生涯学習課長	田原義大		
傍聴者	議員	田原隆雄		
	報道関係	山陽新聞		
	一般傍聴	3人		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○**鶴川委員長** 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、継続審査となっております請願第4号の審査を行います。審査に先立ち、執行部からの報告事項をお受けいたしますのでよろしくお願いをいたします。

***** 報告事項 *****

それでは、順次報告を願います。

○**柴垣社会福祉課長** それでは、社会福祉課から平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法について報告をさせていただきます。

これは、これまで制度のはざまに置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するものでございます。生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を一体的に運用していくことで、生活困窮者の方々が一人でも多く早期の生活自立につながればと期待をしております。具体的には就労、その他の自立に関する相談支援を行う自立相談支援事業、離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の住宅確保給付金の支給などがございます。

対象となります生活困窮者とは、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり、矯正施設出所者など、複合的で多様な課題を抱えている方々でございます。生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことで早期の自立へとつなげ、微増しております生活保護率に歯どめをかけられればと思っております。

次に、臨時給付金子育て世帯特別給付金の給付状況について御報告いたします。

昨年12月26日に申請受け付けを終了しました臨時給付金等でございますが、申請件数は臨時福祉給付金が4,710件、子育て世帯臨時特別給付金が1,912件で、合わせて6,622件でした。そのうち、12月末までに支給決定を行いました件数は、臨時福祉給付金が4,264件、子育て世帯臨時特別給付金が1,793件で、合わせて6,057件でした。申請件数は当初の申請書送付件数に対しまして、合わせて約77.8%の申請率でございました。

また、給付をした後に市外の方に扶養されていたことや、修正申告等によって課税されたことで給付金の返還を求めたものが103件ございました。1月9日現在で納付をされていないものが、まだ42件ございます。これらにつきましては、引き続き返還をお願いしてまいります。

○**高見介護福祉課長** 介護福祉課から2件御報告いたします。

まず1件目は、養護盲老人ホーム鶴海荘の措置費決定に係る損害賠償請求事件です。

昨年12月18日に結審となり、第一審の判決日は、この1月28日の予定となっております。判決内容によっては控訴等の手続も必要となることから、あらかじめ現在の状況について御報告させていただきました。

次に、2件目は第6期介護保険事業計画についてです。

この計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えて中・長期的な視野に立ち、

介護保険給付サービスや地域支援事業の見込み量などを定めるなど、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めるものです。その中で、施設関係につきましてもは特養の待機者を減らしていくため、備前市民だけが利用できる地域密着型の特別養護老人ホームを南圏域2カ所の計58床と、南と北圏域に1カ所ずつ小規模多機能型居宅介護施設を整備する計画としております。

また、県計画との整合性を図る上からも、随時県と協議を行っているところです。そういった中で、保険料を歳出いたしておりますが、今のところ基準月額を5,000円台半ばを考えております。

なお、今回の国の制度見直しの大きなものとして、要支援1、2の人の訪問介護、通所介護の地域支援事業への移行がございます。サービスの担い手確保などの準備に時間を要するため、国が認めた移行の猶予期間を活用して、移行時期は平成29年度といたしております。円滑な移行を目指して、介護予防の場の整備や地域住民、ボランティアやNPOなどの新たな生活支援サービスの担い手の育成等にも取り組む予定でございます。

今後のスケジュールにつきましては、パブリックコメントが終了後、策定委員会を開催し、原案としての取りまとめを行い、策定委員会から市長へ答申という予定でございます。

それから、事業計画書の成果品につきましては、介護保険条例の一部改正などの関係もあり、事業計画書そのものの配付は4月になる予定でございます。法改正に伴いまして、条例改正も2月定例会へお願いする運びとなりますので、よろしくお願いたします。

○植田教育総務課長 教育総務課から1件御報告申し上げます。

かねてより日生南小学校の統廃合につきまして、父兄の方々それから地元の方々と協議を行ってまいりました。このたび、平成28年3月31日をもって閉校とし、日生東小学校に統合することで覚書が調いましたので、御報告を申し上げます。

今後は、統廃合に向けた協議事項それから事務的な事項は、統合準備委員会を設置しまして協議してまいります。

○田原生涯学習課長 生涯学習課から2点報告をさせていただきます。

まず1点目でございますが、成人式、去る27年1月11日に実施しました成人式においては、皆様方には御出席いただきありがとうございました。該当者数371名に対し、市外を含めまして317名の参加でございました。参加の出席者の内訳は、男性が155名、女性が162名となりました。

次に、本日資料を用意しております閑谷学校の世界遺産の登録の推進についてと備前焼の日本遺産認定に向けてということで御報告をさせていただきます。

まず、ポンチ絵のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうは、日本遺産魅力発信推進事業としております。現在、文化庁において文化財版のクールジャパン、日本遺産魅力発信事業、これは新規事業でございますが、この平成27年度概算要求がなされているところでございます。

旧閑谷学校においては、この日本遺産の認定へ向けて茨城県水戸市、栃木県足利市、大分県日田市とのネットワーク型で申請を行う方向で準備を進めている状況でございます。

まず、この日本遺産魅力発信事業でございますが、こちらについては概要に記載してあるとおり、地域に点在する有形、無形の文化財をパッケージ化して我が国の文化、伝統を語るストーリーを日本遺産に認定する仕組みを新たに創設するというところでございます。こちらの歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備、活用し、世界に戦略的に発信することにより地域の活性化を図っていくというものでございます。

従来の文化行政は、個々の遺産ごとに点として指定をしておりました。それが、右の枠に書いてありますとおり、日本遺産として地域に点在するさまざまな遺産を面として活用、発信すると。このストーリーを申請して、外部有識者によるストーリーの認定というような形で進めるものでございます。

まずは、人を呼び込む観光色の強い事業でございます。ポイントといたしまして、文化財のパッケージとして地域型とネットワーク型、シリアル型とも申しますが、こちらの2タイプが想定されております。こちらについて、閑谷学校ではシリアル型ということで、連携型で実施していきたいと考えております。事業内容につきましては、右の四角に書いてあるようなことが考えられております。

次のページを開いていただきますと、概略を書いております。

茨城県水戸市、栃木県足利市、大分県日田市とのネットワーク型で、閑谷学校では日本遺産を進めるということでございます。今まで本市の世界遺産登録については、今まで旧閑谷学校で単独で提案することで登録推進活動を行う方針でありましたが、これを契機に世界遺産登録推進についても3市と連携していく方向にかじを切ることで、より戦略的、効果的に事業展開を図ることができると考えております。つきましては、旧閑谷学校単独で世界遺産登録を推進するというこれまでの方針を転換しまして、平成27年度より現在3県3市で構成されております教育遺産世界遺産登録推進協議会に加盟をしまして、連携を図りながら推進していく方向で検討していくものと考えております。

なお、方針転換については今後、旧閑谷学校世界遺産登録専門委員また旧閑谷学校世界遺産登録推進委員会の皆様等関係者への説明を行い、了解をいただくこととしたいと考えております。

教育遺産世界遺産登録推進協議会の加盟に当たっては、負担金や旅費等、新たな費用負担が生ずることになりますが、今後平成27年度の予算案に盛り込んでいきたいと思っておりますので、御審議のほうをよろしくお願いいたします。

メリットといたしましては、4市により世界遺産登録推進の研究、情報収集の幅が広がり、より戦略的な世界遺産登録推進活動が行えるようになる、また世界遺産については日本遺産とは違うユネスコの制度ではございますが、ネットワーク型で申請準備をしている日本遺産魅力発信事業との整合性が図られ、市民にも理解が得られやすく、日本遺産に認定されれば相乗効果が図れると考えております。

デメリットといたしましては、新たな費用負担が発生するというございます。

連携予定の教育資産については、表に書いているとおりでございます。

次に、備前焼の日本遺産の認定に向けてということで、この日本遺産魅力発信事業につきましては現在概算要求段階であります。まだ要綱等詳しいことは出ていませんが、文化庁からの公募がありましたらネットワーク型ではなく、備前焼については地域型として備前市で申請するものとしたいと考えております。

以上でございますが、あわせて今度の2月14日の土曜日ですが、閑谷学校におきまして「まなび」フォーラムを開催する予定でございます。議員の皆様方におかれましても、機運を高めていくということで、御参加のほうをよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○**鶴川委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ただいまの報告について御質疑があればお受けします。

○**橋本委員** 最後に報告をしてくださった旧閑谷学校の世界遺産登録推進についてということでの資料を見させていただいて質問をいたしますが、方針の転換、基本的に私は了解です。

右往左往しょうりますけれども、3つの他の施設と共同してやるということについては了解なんです。この中で、なお方針転換については今後、旧閑谷学校世界遺産登録専門委員あるいは旧閑谷学校世界遺産登録推進委員会の皆様等関係者への説明を行い、御了解をいただくこととしたいという記載がございますが、基本的な方針を転換するわけですから、本来こういう委員会等に報告する前に、この世界遺産登録推進委員会等に協議をお願いして、了解をもらった上で我々に報告するのが本位じゃないかなと思うんですが、順序が逆じゃないかと思えるんですけど、その点はどうなんですか。

○**田原生涯学習課長** 報告のタイミングということでございますが、これから当初予算の計上とかをしていくに当たって報告のタイミングがありますので、機会を捉えてこのような形で報告させていただいております。ただ、協議会のほうにつきましても、何人かの委員さんには個別にお話をさせてはいただきながら、また専門委員さんの方につきましても以前よりそういった市長の発言であるとか、そういったことがあるということは内々にお話はさせていただいておりますので、ちょっとタイミングが早いのではないかというのはあるんですけど、方向性について報告させていただきました。

○**橋本委員** はい、了解です。

○**鶴川委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項を終わります。

請願の審査に当たり、副市長に御出席いただきますので、ここで暫時休憩をいたします。

報告が終わられた説明員の方は御退席ください。

午前9時50分 休憩

午前9時53分 再開

○**鶴川委員長** それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

***** 請願第4号の審査 *****

それでは、請願第4号ヘルスパ日生の存続を求める請願についての審査を行います。

本請願の審査に当たっては、11月定例会中の委員会における紹介議員及び副市長の出席を求める旨の決定に基づき、田原議員、武内副市長に御出席をいただいております。御二方におかれましては、委員会の出席要求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。

それでは、本請願は本会議において紹介をいただいておりますけれども、紹介議員から補足説明等追加説明がございましたらお願いしたいと思います。

○**田原議員** それでは、まずもってこの請願について慎重審査をされておられます委員の皆さん方に紹介議員として敬意を表したいと思っております。恐らく8,000名余の存続希望の皆さんや請願者の方もそのように思われているのではないかと考えております。

補足説明といたしましては、お手元へ紹介時の原稿を配付させていただいております。大事なことなので、あえてそうさせていただきました。

1点目は、お手元にも請願第4号が配付されておりますけれども、それには請願者として、いわゆる設置者であります体力づくり指導協会理事長さんの名前しか載っておりません。ほか4名となっておりますけれども、本文のほうには利用者の代表としての福島捷美さん、淵本勝義さん、植田珂子さん、そして日生地区町内会長代表の更谷暢久さんの連名、ほか4名はそういうことでありますし、さらに八千何百名かの存続署名も添付されておるということがこれではわかりませんので、議運では話をされたのかわかりませんが、あえてその件について触れさせていただいておることを御理解いただきたいと思います。

また、2点目は、議員の皆さん方からも御懸念のありました請願事項の中で、備前市として従前同様の御配慮をとという字句についてですが、私もそこにありますように、どのような形であれ、いわゆる事業の存続を願うということが請願趣旨なんだということを紹介議員として説明させていただいております。誤解があってはならないということを請願者へも話をしたところ、後日12月16日付で、書面でその釈明書といえますか、説明書を議会並びに議員の皆さん方にお届けしたというふうに聞いております。

その2点を追加説明とさせていただきたいと思います。

後は順次質問にお答えしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○**鶴川委員長** ありがとうございました。

紹介議員の説明が終わりました。

それでは、紹介議員に対する質疑を行います。質疑内容につきましては閉会中に委員間で御協議をいただき、別添のとおり配付しておりますので、紹介議員より順次答弁をお願いします。

○**田原議員** はい、わかりました。

それでは、質問の第1点目でございますが、平成18年4月1日の協定書では浜山運動公園、体育館、武道場を含んだ指定管理料の3,400万円に比べて、現在の温浴施設のみで2,200万円は高いのではないかという質問についてですが、私も紹介議員ではありますが当事者ではありませんので、多少私見がまじることも御理解をお願いしたいと思います。

私も2,200万円は高いと思います。そして、今回の伏線になった可能性は高いと認識しております。事業配分や予算編成に工夫や配慮が欠ける、前市長の失策ではないかと正直思っております。当時、私も委員会か本会議か忘れましたが、議員としてこの点を厳しく追及いたしました。ところが原案のとおり、私が心配しておるとおり、現在のようなことになっております。その理由としましては、資料1の②をごらんいただきたいと思いますが、誘致当時にはいわゆる協定書では1,500万円を限度とするということになっておりました。それを2,200万円にするのはいかかなものかということで、当時私は随分、議会で反対をいたしました。こういうことをすると、将来それが引き金になりますよということを随分指摘したということを御理解いただきたいと思います。

2点目は、資料の2をごらんいただきたいと思います。ヘルスパ日生運営補助金等についての説明です。私の町長在任期間は平成10年までであります。ごらんのとおり平成10年、町としての補助金は500万円でした。合併後、平成18年に備前市は、それまでの補助金を委託料に切りかえて、社会福祉協議会という形で50万円の別途支給をしております。なおかつ、平成21年度の指定管理者制度導入時に、体育館の管理委託を体育施設として一括施設管理公社へ取り上げた形で2,200万円の指定管理料になったのではないかと推測されます。プール、サウナ、トレーニングジム一体の管理による経費抑制の手法を、いわゆる縦割り行政の弊害で、体育館は教育施設として施設管理公社へ委託するというようなやり方の中でそうってしまったんじゃないかと、私はこのように思っております。

次に、質問の2番目。西岡前市長と近い関係の市議として、これをどう受け入れたかということが質問の趣旨ではないかと思うんですが、私は前市長の支援者であったことには間違いありませんし、選挙等では随分協力させていただきました。しかしながら、どなたがブレーンであったか知りませんが、残念ながら市長から政策面の協議や相談をいただくことはありませんでした。皆無と言ってよいくらいだったということを御理解いただきたいと思います。

前市長の方針なのか、備前市役所の体質なのか、議員である私には1点目の質問の回答のとおりであり、事前に相談があれば、もう少し違った方法も考えられたのではないかと残念に思っております。執行部は執行部としての立場や考え方があったんじゃないかと思っております。

質問の3点目。平成20年度の協定は備前市と協会とが合意されたもので、大規模改修をする場合の協議、日生町長との全ての協定、覚書及び委託契約は無効とする旨の変更時において、協会側から説明、相談がなかったのかという内容ではないかと思いますが、私は前項の回答のとおり、一議員でしかない私に、市長からも協会側からも一切の相談はございませんでした。正直、私もその責任上開設してから今までずっと会費は納めてきておりましたけれども、余り利用はし

ておりませんでした。このところ、ちょっと膝を痛めて外科医の先生からの勧めもあって行き始めたやさきに、今回このような事態になっということでもあります。

そういう中で、先般、理事長に確認させていただきました。当時、事務局長として備前市側は杉原教育次長が窓口であったようであります。市長及び副市長との間で激しいやりとりがあったようです。最終的には市長が上京した間に二、三度、理事長と最終協議を行われたようです。そういう中で、国が推進する指定管理者制度の導入についてぜひ協会も理解してほしいということで、いわゆる従来のやり方じゃなしに、指定管理者制度に乗ってほしいという要求が備前市側からあったようです。それをのんだんだということ。それから、大規模改修の定義につきましては、毎年度ごとの計画修繕は通常の運営費に耐え得る小規模、中規模の改修でないものの意味を大規模改修だというふうに、そのときに合意されたようです。それから、過去の協定書、契約等の無効については、協会にとっては不利なことを何で了解したのかということ、平成2年2月15日付の要望書、プールへの協力をするという条項については生きておるんだと、そういう中で、通常はこの本文の中に委託契約等というふうに入れるようですけれども、あえてここで等を入れなかったんだと、そして用地の無償貸与の継続についてのみ明記しているはずだというようなことが理事長からの説明でございました。これは人づてでありますので、交渉時の詳細な説明について必要があれば、じかに理事長のほうへお尋ねいただければと思います。

4点目。会員数が減少している件ですが、当初は行政が職員や業者への協力も得て、実績が上がっていた。その後、行政の力をなぜかりられなかったのかという質問でございしますが、私は冒頭にも申しあげましたように、請願書の紹介議員であり協会の人間ではないので、回答すべき内容ではないかと思いますが、ここでもあえて私見を述べさせていただきます。私もヘルスパ日生としての独自の努力は認めておりますけれども、設立当初のような行政とのタイアップが感じられません。当初は、旧日生町当時は、地元の事情に精通した町の職員、保健福祉の担当者に兼務辞令を出して、事業のPRや事業活動、営業活動にも協力してもらっていた経緯があります。備前市になってからプールは協会だ、サウナは市の所有だと、そういうような別個の扱いを徹底的にしていたようであります。まず、プールとサウナは一体のものとしての考え方についての認識がないんじゃないかと感じます。協定書の中に連絡調整会議の設置ということを明記しながら、それについて行っていないと思います。まず先決問題としては、行政、市民、各種団体の、また利用者による運営委員会の設立ということが必要でなかったかと私は思います。また、2,200万円の指定管理料が高いというのであれば、それにかわる収益の上がる方法、ビジターへの協力も必要ではないかと思っております。協会側に望むこととしては、このたび8,000名余の請願があったわけですから、会員増強についての協力を願うチャンスではないかと思ますし、また協会は御案内のように公益財団法人なんです。公益財団法人ということは、寄附をすると節減というか、確定申告すれば経費で落ちる制度があると思うんですが、そういうようなものを利用するか、それから出前の高齢者への福祉なんかもやっておりますけれども、あの施設を利用する方法とか、そういうような形での収益を上げる方法とか、また利用者にも現在タオルの無料

貸し出しなんかありますけど、ああいうのを有料にするとかというような経費節減の努力なんか必要じゃないかと、そんなことを感じております。そういうことも行政とタイアップして話し合えば2, 200万円という、例えば指定管理ですとしても下げられたんじゃないかというような感じもいたしました。

最後に、独立採算制の問題についてですが、連結決算であり、本部経費が不明瞭だと。これは設立当時からもよくそういう話を私も当事者として先方にも要求した経緯もありますし、そういうようなことを議員の皆さん方から責められたこともあります。その中で、私もちょっと言葉の中で訂正せんといかんことがありますけれども、私は支部と事業所についてという意味がもう一つうまく理解できておりませんでした。といいますのが、協会は内閣府の管理下の公益財団法人、要するに国の一括指導を受ける団体なんです。したがって、ヘルスパ日生は支部という表現をしておりましてけれども、支部じゃないそうです。これは事業所という表現だそうです。支部ということになれば、支部として所轄の県知事の認可が要る形になるようなので、公益財団法人というのは、一括ということの中で会計処理をしておるんだという説明でございました。そういう中で、現在決算書を見せていただく中で、プールとサウナそれぞれ個別に試算をして本部経費として240万円を計上しておりますけれども、これは備前市への提出書類、いわゆる指定管理料に見合う形の説明資料としてしていることであって、減価償却費等を含まない決算書というのは本当の意味での独立採算制ということではないんだそうです。公益法人の場合は、万一解散する場合には資産というものは国に返納するものであるし、負債、要するに赤字が借金として残った場合には、役員の実責任であるようであります。そういうようなことで、協会所有のプールは日生町、備前市からの要請で協会が財団法人宝くじ協会からの補助金1億9,000万円と自己資金で建設しておるんだと。こういう施設の場合は、減価償却は42年間だそうです。それで、その間は万一大規模改修のときには宝くじ協会が徹底的にそれを補助するというような仕組みがあるようで、内々で聞くところによると、塩尻市にあるヘルスパは27年度に大規模改修をし、ヘルスパ日生は28年度に約四、五千万円をかけて改修をするようになっておるんだと。宝くじ協会の補助金をもらった施設には、そういうようなことが盛り込まれておるということをぜひ御理解をしてほしいんだという理事長からの話でありました。それから最後に、協会側からすれば、市長からは何か要望書に対する回答が出ておるようですけれども、市のほうから補助をしてやった、運営に協力してやったんだという言い方を盛んにされますけれども、協会側からすれば、いわゆる自分たちは要請において出てきて、それなりに持ち出しまでして、むしろ協会のほうも市民の健康福祉に協力しているという気持ちなんだと、そのあたりをぜひ理解をしてほしいと、こういうような御意見でもあったということをおし添えておきたいと思っております。

いずれにしても、一般質問のときの市長からの答弁は、まるで協会の代弁者のような形での答弁が多かったと思いますけれども、冒頭申し上げましたように、今回の請願というものは、利用する市民の人も含めての存続ということでありましたし、また、まるで私が個人的な意見のようにおっしゃられておりましたけれども、市長の答弁の中には決して議会軽視は就任以後した覚えは

ないんだと、要するに委員会もあるんで、しっかり議論してほしいというような意見も答弁もあったかと思しますので、後ほど副市長から市長の答弁もあろうかと思えますけれども、そのあたりを参酌いたしまして、よろしく御審議をいただいて、適切な判断をお願いしたいと思います。

○**鶴川委員長** ありがとうございました。

田原議員におかれましては、詳細な御答弁をいただき大変ありがとうございました。

それでは、本日の補足説明並びにただいまの答弁、そしてさらには関連での質疑を希望される方の発言を許可いたします。

なお、紹介議員への質疑につきましては、請願の内容についてとしていただき、紹介議員の意見を求める質疑は差し控えていただくようお願いをいたします。

それでは、挙手の上、御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、紹介議員に対する質疑を終結してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは紹介議員に対する質疑を終結いたします。

○**田原議員** 最後によろしいでしょうか、意見を言わせていただければ。

○**鶴川委員長** どうぞ。

○**田原議員** それでは、その他の項として3点ばかり言わせていただきます。

副市長からどういう答弁があるのかわかりませんが、プール存続についてのお願いをしておられるけれども答弁がないので、その中で協会側に対してサウナの継続運営については譲渡、無償貸与の検討もしたいという答弁もあるようですけど、プールについての何らかの協力が得られるということがなければ、その検討に入れないんだという御意見もありましたということ。

それから、万一サウナを廃止するとするならば、現段階で事務的に3月末では無理だと。そういうようなことであります。例えば会費というものは、前落としをされるようになっておるというようなこと。当然、ビジターの方には事前通告の必要もありますし、かなりそういうようなことになるんでということでした。これは、協定を結ぶ時点でも、そういう撤退の場合の話もかなり突っ込んだやりとりもあったようです。

それからもう一点、ヘルスパ日生は会員制で運営されている事業であるということで、プールとサウナを共通した会員制であるということ踏まえた協定をしておるということをどのように理解していただけるんか。当然それについては協会だけじゃなしに、備前市にも利用者へ対する責任もあるんだということについての認識もぜひ持っておいいただきたいというようなこともおっしゃられておりましたので、あわせて報告させていただいております。

協会側からの発言の場というのがないようですので、あえて言わせていただきました。

最後に、存続について協力し合うというか、話し合う場は必要ないと打ち切られたような回答書が出ておるようでありますので、そのあたり後ほど、市側にそのあたりについて協会にどういった回答をされておるのかということについて質疑もしていただければ、紹介議員としては大変あ

りがたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○鶴川委員長 田原議員におかれましては、委員会に御出席いただきありがとうございました。

田原議員さんには委員外議員席へ退席を願います。

次に、副市長に対する質疑を行います。質疑内容につきましても閉会中に委員間で御協議いただき別添のとおり配付しておりますので、副市長より順次御答弁をお願いします。

○武内副市長 今回の委員会に出席の要請を受けまして、市のほうには昨年暮れの19日、それからことしに入って改めて市長のお考えを確認してまいりました。その中で、市長がかなりはっきり言っておられたのは、この温浴施設というのは、ヘルスパ日生健康づくり施設のことと考えていただきたいと思います。現在のその温浴施設の利用実態が約180人の会員が年間利用者数の93%を占めているといった特定の利用者に偏った利用状況から、行政サービスとして今後も継続していく必要がある施設なのかどうか。しかし、現在の利用実態や二十数年経過した温浴施設の老朽化もまた著しく、本市の人口減少が続く中で、加えてこれからの厳しい財政状況を考えると、今後も存続のために毎年多額の市税を投入していくことは、逆にかえって広く備前市民の理解が得られないのでは。そういった思いから、指定期間の満了を迎えることし3月末をもって閉鎖したいという考えを聞いてきております。

それでは、事前にいただいた質問について随時お答えをさせていただきます。

協定書第42条には、通知、申し出は書面で行うとなっているが、今回の温浴施設の指定管理について、期間満了による打ち切り方針は書面にて申し出をされたのかということですが、この協定書第42条に定める書面というのは、いわゆる平成24年4月1日に締結した協定書でありまして、指定期間を平成24年4月1日から平成27年3月31日までとしているもので、この期間内に何らかの事情で契約解除等を行う場合は書面で行わなければならないと規定されておるものであります。27年度の4月以降の閉鎖についての書面での申し出は行っておりませんが、口頭で相手方にお伝えしております。

それから、協定書第7条第2項に、指定期間中に施設及び設備の大規模改修を要する場合は、協議の上施設を閉鎖し、指定期間を満了するとある。このたびの指定管理打ち切り予定であるのは、この理由からかという御質問ですが、この条項は指定期間中に施設を閉鎖し、指定管理を打ち切る場合のことを規定したものでありまして、今回の閉鎖の理由は、11月定例会一般質問でも市長がお答えしたとおりであります。したがって、今回の打ち出した部分がこの第7条によるものであるということではありません。

それから、温浴施設の閉鎖は、温浴施設とプールが一体の管理運営であることからプール単独での運営で存続は考えられない。今回は体力づくり指導協会側から「温浴施設の指定管理を打ち切るのであれば、プールの運営に相当の助成をしてください」との申し出があったとのことだが、先方にはどのように回答したのか、またその後どのような交渉が行われたのか。温浴施設の指定管理期間満了を理由に打ち切ることになれば、体力づくり指導協会がプールのみ運営は行ってもらえるのかですが、プールの運営に対する金銭的な助成というのは考えておりません。プ

ールの運営を行うには温浴施設内にある空調設備等を使用する必要があること、また温浴施設2階での教室開催などが必要と考えられることから、温浴施設の無償貸与や譲渡を考えております。協会からは4月以降のプール運営について何も聞いておりません。具体的な交渉は行っておりません。この温浴施設と温水プールが一体の管理運営であること自体、協定書にはっきりと明記されてはおりません。ただ、現実には温浴施設と温水プールが一体的な管理運営をしてきたのは事実であると思います。しかし、そのことをもって今後も温水プールの運営が継続される限り、温浴施設の運営を継続しなければならないとか、また温浴施設が継続して運営される限り、温水プールの運営を継続しなければならないという、そういう互いの足かせとなるような一体関係はないと思っております。やはり事業主体が異なる中で、温浴施設の閉鎖によって温水プールの運営に助成が義務づけられているという、そういうものではないと考えております。ただ、共有している部分がありますので、市はそれを御自由にお使いください、また温浴施設を協会さんが自主運営したいというのであれば、温浴施設の無償貸与とかあるいは譲渡も考えるということでございます。

次に、平成20年度に平成21年3月31日をもって温浴施設の閉鎖を決定して、体力づくり指導協会側に伝えたところ、体力づくり指導協会側から、それならばプールを閉鎖したいとの回答があり、備前市としては方針を変更して存続することになったとのことだが、そのときの理由は「利用者が多く、住民からの継続要望が多かった」「体力づくり指導協会から助成を受けて建設したヘルスパ日生、温浴施設を閉鎖することになれば他の地域で体力づくり指導協会が実施している事業活動に対して、日本宝くじ協会の助成や国の認可等に支障が生じる可能性がある」とのことでした。利用者が多く、住民からの継続要望が多かった理由について、そのときの状況は温浴施設が4万5,072人、プールが2万6,756人でそのときとさほどの動きもないし、住民からの存続要望は以前よりも強くなっているにもかかわらず、かたくなに閉鎖の方針を変更しないのは特別な理由があるのかですが、閉鎖の理由については先ほども申し上げましたが、市長が一般質問でお答えしているとおり、温浴施設については平成3年の運営開始から23年が経過し、建物や施設の老朽化が進んでおります。また、2,200万円の指定管理料以外にも多額な修繕費用等が発生することが今後も見込まれます。また、利用実態からして、市が行政サービスとして行う必要性の低い施設であること、今後の財政状況を考えますと、タイミングとしては、この指定期間が満了となる平成27年3月末をもって閉鎖するというところでございます。

次に、協定書第40条の連絡調整会議の設置について、合併までは行政、議会を含む事業者代表、町内会、各種団体等による運営委員会があり、利用料金、営業内容等々について適正運営を協議する機関があり、体力づくり指導協会が事業展開している他の自治体には設置されている。体力づくり指導協会側から運営委員会の設置を求めたが、必要なしとして拒否してきた理由ではございますが、合併前は日生町及び施設を管理運営を受託する団体の6名の委員による運営委員会を設置しておったようです。また、顧問として学識経験者を若干名置くことができるようにしておりました。この合併前の運営委員会についてはちょっと把握できておりません。ただ、この

運営委員会設置要綱は、合併後においてたしか廃止されていると思います。平成20年度において連絡調整会議の設置はしておりませんが、燃料等の高騰に伴い、経費の増大が見込まれたことから協議を行い、指定管理料250万円の増額をしております。平成21年度以降は両者から連絡調整会議設置の要望はなく、設置しておりません。

それから次に、体力づくり指導協会は市と協議し、平成24年度に約1,000万円を投じて改修工事を施工している。温浴施設の指定管理は随意契約で締結されており、期間満了により一方的に解除するならば、先方に対して何がしかの補償をしなければならないのでは。先方から何か要望されているのかです。具体的な要望は聞いておりませんが、市の温浴施設については市と体力づくり指導協会とが指定管理者制度に基づいて平成24年から26年度の3カ年間、温浴施設の管理に関する協定書によって随意契約を締結しているものであります。したがって、この指定期間満了後も引き続き契約することが保証されたものではなく、平成27年3月末をもって協会側との管理運営契約はおのずと切れることになるものであります。市が一方的に解除するといったことには、そういった意味では当たらないと思います。恐らく協会側さんにも27年3月末をもって一応、指定期間が満了するということは十分御承知のはずだろうと思います。これにより、協会側に何がしかの補償をしなければならないとは考えておりません。

次に、協定書第47条に合併以前に旧日生町長と交わした全ての協定書、覚書及び委託契約は無効とされている。市長は体力づくり指導協会が所有するプールについて市として無関係と主張されているが、プールに関しての土地の無償貸与や固定資産税の免除等々は現在も継続されていることから見てもプールに関する自治体の協力義務は継続されているのではないかと考えております。市としては覚書等の有効性はないと考えております。土地の無償貸与等をしているのは協力義務とは考えておりませんが、プール運営を継続される場合は、できるだけ協力したいと考えております。平成17年3月22日以前に交わした覚書や協定書、こういったものは平成18年4月1日以降の基本協定の中で無効という条文があると思います。それから、この中で無償貸与や固定資産税の免除等々は現在も継続されていることから見てもということなんですけども、別途、協会側が所有する温水プールに係る用地、それから上屋、固定資産税、これは市の土地の貸付基準及び市税の減免規定によってそれぞれ無償貸付、固定資産税については2分の1を減額しているものであって、協定に基づいてということで引き続き現在も継続されているということではございません。

次に、体力づくり指導協会はいわゆる公益財団法人であります。このたびの騒動を聞きつけた関係監督官庁から備前市に対して存続の要請や行政指導等が考えられるが、現在の状況はということですが、これについては平成20年に閉鎖する方針が一度打ち出された際、法的な問題点等を確認する上で、実は顧問弁護士とも相談しております。その中で、やはり20年近くの期間が過ぎており、一定の期間協力効果があったものであろうと、その限りにおいて監督官庁からの実情調査があったとしても、監督官庁から存続要請や行政指導等があるとは思っておりません。

次に、万一体力づくり指導協会が撤退してヘルスパ日生が閉鎖されることになれば、一部には

有事の際の避難施設として使用するとの案があると聞き及ぶが、実現性に乏しいと思われる。あの施設を廃墟のまま放置しておくのかということですが、今回はあくまで市が指定管理者として協会にお願いしている温浴施設を期間満了となる27年3月末をもって閉鎖したいということであって、温水プールは継続して運営してくれるものと思っております。そのため先ほど申し上げましたように、引き続き用地の無償貸付、また温水プール上屋の固定資産税の減免をしていくつもりであります。ただ、共有部分の施設等について、これについても無償譲与を考えておりますし、また温浴施設について協会さん側が継続するという希望があれば無償で提供できるのではないかと考えております。ヘルスパ日生の閉鎖となれば、一つの案として有事の際の避難施設が考えられないかということですが、これはまだ確定したものではないと思っております。今後、体力づくり指導協会さんとは温浴施設閉鎖に向けて話し合いをしていくことになるかと思いますが、その中でいい案があれば、それは市長に進言してまいりたいと思っております。

それから、いきなりの指定管理打ち切りの通告ではなくて、備前市の負担軽減を相手側と具体的な方法論で協議すべきではなかったのか。大幅な負担軽減がなかなか考えられないことから、このような結論に至ったものと思っております。

今からでも遅くはないと思われる、存続に向けて相手側と協議する意思はないのかということですが、存続に向けての協議は考えておりません。先ほども申し上げましたが、市長の閉鎖の考えというのは温浴施設の利用実態、本市の今後の財政状況、二十数年間運営してきた温浴施設の老朽化が著しい、多額の税を投入して行政サービスとして今後も継続していくことが広く備前市民に理解を得られるものかどうか、こういったことから市長は閉鎖の方針を打ち出されたものと思っております。

○**鶴川委員長** 武内副市長には御丁寧な御答弁をいただき、ありがとうございました。

会議中途ではございますが、暫時休憩をいたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○**鶴川委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま御答弁をいただきました副市長への質疑を希望される方の御発言を許可いたします。

○**橋本委員** まず、先ほどの副市長の答弁では、温浴施設を閉鎖することに至っても、プールについては体力づくり指導協会の持ち物でもあり、無償貸与等も継続するので、それらについては運営してくれるものと思っておるという御答弁がございました。そこら辺について、先方と協議をされたことがあるのか、温浴施設を廃止してもプールだけはやってくれますよねとかというようなことを協議されたのかどうか、お尋ねをいたします。

○**武内副市長** 先方には、そういったことはお伝えしてないようです。

○**橋本委員** お伝えをしてないというよりも、閉鎖をするということは書面ではないけれども伝えたと。それに対してさきの委員会では、温浴施設を廃止するんだったらプールだけでも何とか違った形で助成してもらえないかという申し入れがあるんだという話はちらっとお聞きしまし

た。それに対して厚生文教委員会では、どうも執行部は助成するつもりはないということだったので、それに対してきちっと、それを先方に伝えたのかと、あるいは伝えるべきではないかという議論があったんですが、その後体力づくり指導協会側に対して、温浴施設を廃止してもプールに対する助成は一切考えていないということを通告されたのかどうか、そこら辺もお尋ねいたします。

○山本保健課長 プール運営に関します補助につきまして、昨年12月の下旬に文書において、温浴施設存続についての話し合いの場を設ける予定はございませんけれども、閉鎖に向けての協議並びに温浴施設の譲渡ですとか無償貸与を考えさせていただいておりますといった旨の回答をさせていただいております。

○橋本委員 それは、書面でもって先方に回答したということですか。

○山本保健課長 はい、文書でもって回答をさせていただいております。

○橋本委員 それらの書面は、我々にもやはり見せてもらわんと、先方に対して発しておる公文書ですから、当然我々にも見せてもらう権利がありやせんかなと思うんですけど、いかがでしょうか。私は見せてほしいなと思います。

○山本保健課長 委員会の審査に必要であれば、提出をさせていただきたいと思います。

○橋本委員 お願いします。

○鶴川委員長 暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時12分 再開

○鶴川委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お手元に資料が配付されましたので、ごらんいただきたいと思います。

御意見ございませんか。

○橋本委員 こういう文書を平成26年12月24日に先方の体力づくり指導協会に対して発したということで、温浴施設存続の是非についての話し合いの場を設ける予定はないと。しかし、閉鎖に向けて協議並びに温浴施設の譲渡、無償貸与を考えていますという、ここに今の執行部の結論が凝縮されとるわけですけれども。それに対してこの文章を発したら、当然先方から口頭もしくは書面によって回答があったはずなんですけれども、ありませんか、それらについては。

○山本保健課長 12月24日付に出しました文書に対する回答を1月7日に受理しております、その内容を紹介させていただきますと、貴市に対して要望した内容と全く異なった回答内容であり、極めて困惑しているところです。再度、平成26年11月20日付文書を御確認いただき、適切な回答を賜りたくお願いいたしますといった回答をいただいております。それに対する回答は、まだ発送いたしておりません。

○橋本委員 その文書も手元にないんでそこら辺がよくわかりにくいんですけれども、具体的に体力づくり指導協会側は、市の執行部が出したこの回答書に対して、具体的には閉鎖に向けての協議、あるいは温浴施設の譲渡や無償貸与等は一切考えてない、そういう協議の場に臨む意思是

ないという返答なんですか、結論として。口頭で言われたのがよくわからないのです。

それも後でコピーして下さいよ、別に構わんでしょ。

○山本保健課長 11月20日付の先方からの文書でございますけれども、これにはヘルスパ日生に対する協力内容について文書でお示しいただきたく、本書によりお願いをするものであります。また、本件の話し合いにつきましては、計画的に貴市の責任ある立場の方と東京事務所に実施することを要望しますといった2点のポイントが書かれてございました。

それに対し、12月24日付の回答で先ほどお配りしましたけれども、閉鎖に向けての協議並びに温浴施設の譲渡、無償貸与を考えているといった回答をしたのみでございました。ですから、不足する部分があったと考えまして、それにつきましては今後検討して、回答をさせていただこうと考えております。

○橋本委員 それらの書面でもってやりとりをされとる内容が我々には伝わってこないから、今口頭で何か言われて、ええちゅうような文面もあったんですけども、例えば東京事務所で会談をしたいというようなことが書かれておったと。そんなことを向こうが条件として出しとるわけですか。書面がないからわからないんですが。

○山本保健課長 温浴施設存続の話し合いの場を設けるために、東京に出てきてほしいということと私どもは解釈いたしております。私どもにつきましては、存続をする意思がないということでございますので、東京事務所のほうでお話をしたいというふうには考えておりません。閉鎖をするという意向でございますので、閉鎖に向けた事務的な手続、協議については話し合いの場を設けさせてもらいたいということで、回答をさせていただいております。

○橋本委員 温浴施設の存続に向けてはそういう意思が一切ないと言いつつも、温浴施設の無償貸与はいいですよとか、温浴施設の譲渡あるいは無償貸与を考えていますということは、体力づくり指導協会側が無償貸与を受けたいということになって、それを継続するということになったら、これは間接的に温浴施設の存続につながることとなりますよね。そしたら、それらも含めてやはり協議をするということが私は大切ではないかなと思うんですが、温浴施設の存続は考えとらんのかと、ただ無償で貸与とか譲渡とかそういったことは考えとるよということになると、言っていることが相矛盾しているんじゃないかと思えるんですが、いかがでしょうか。

○山本保健課長 温浴施設の存続というよりも、3月で温浴施設の営業そのものをやめてしまうということになるわけでございます。4月以降につきましてはプールを運営するに当たっては、温浴施設の中にあります空調設備あるいは温浴施設の2階にあります多目的な部屋がございますけれども、そういったところを教室として利用される必要があろうかと思っておりますので、施設そのものを閉めるのではなくて、温浴施設の営業を終了し、4月以降につきましては無償で貸与をさせていただくといったようなことなどを考えているということでございます。

○橋本委員 それは課長、ちょっと言葉足らずじゃわ。

備前市として温浴施設の存続は考えてない。つまり、委託して相手にそれを運営してもらうことは考えてないと、ただこの文面を見たら、温浴施設を無償譲渡もしくは無償貸与で間接的に

あなたたちが使うのは認めてもいいですよという感覚に受け取れるんですが、そういうことを私らは相手方と協議をしてほしいんです。備前市は例えば、もうお金を全然出しませんと、修理も出せんとか、協議についていろんなことが条件に付せられると思うんですけども、そういう協議もなしに、もうとにかく温浴施設は存続せんのかという一点張りで言よるから話がややこしくなるわけで、もっと柔軟に私は構えてほしいなと思うんですけども、いかがなんでしょうか。

○武内副市長 やはり市としては、温浴施設そのものは閉鎖、存続は考えていないと。閉鎖する中で協会さんが温浴施設を自主運営したいということであれば、温浴施設の無償譲渡、そういったものについては十分考えられるということでございます。

○橋本委員 私はそういったことを、先方側とにかく膝を交えて協議をするということが大切なんではなからうかと。それを子供のけんかみたいに、相手をののしり合うてもう終わってしまうというようなことは余りにも寂しいなというふうに思えるんで、ぜひともそういったことはお願いしたいなと思います。

それから、ちょっと観点を変えて、先ほど副市長の答弁では温浴施設に対して、とにかく備前市はお金を出さないということになると、向こうが自主運営をするかどうかは別として、そういうもろもろの条件を打ち出して聞いた場合に、平成20年当時に一度同じような事案があったときに先方は、それならばプールももう閉鎖せざるを得んのだと、もうやめると。つまりあの施設が閉鎖されて廃墟になってしまうと。そうなった段階で、当時の西岡前市長は方針を大幅に変えて、従前どおり存続することになったという経緯、経過から見て、今回も温浴施設に2,200万円の指定管理料を出さんようになったら、推測として体力づくり指導協会側は、じゃあもうプールもやめますわということになって、あの施設が廃墟になってしまうんじゃないかということ懸念しております。そういうことは、執行部は一切考えられないのか。この間、厚生文教委員会で視察させていただきましたが、まだまだ十分使用に耐えられる立派な施設です。それをもう廃墟にしてしまうのかどうか、そこら辺が私は一番懸念される場所なんです。

あくまでも、プールだけで運営してくれるんだと、かたく執行部は信じておるんですか。

○武内副市長 委員が言われるような20年ですか、一度閉鎖の方針が打ち出されたものの、それなら温水プールを閉鎖するというようなことはちょっと私自身はよく知りませんが、温水プールはともかくとして、温浴施設の年間の利用者は先ほど申し上げましたが、4万5,000人という数。その4万5,000人の93%は会員約180人の利用者であると。こういった利用実態からすると、市としてはやはり温浴施設から手を引くのがこの時期かなというふうに思っております。恐らくそういったところからも、当時4万7,000人でしたか、その当時からも恐らく前市長はそういったところだったろうと思うんです。いわゆる温水プールを閉鎖するということで急遽、変更方針になったんじゃないと私は思っております。

○橋本委員 そこら辺の執行部の現在の考え方も、よく理解できるんです。180人ほどの会員が全体の利用の93%を占めると、それに対して市は温浴施設の指定管理料として年間2,2

00万円もの高額な指定管理料を支払っていると、これについては当然何らかのことをしなければならぬというふうに思うんですが。じゃあ2, 200万円かゼロかということになって、一気に二者択一ということじゃなくって、当然向こうと交渉しながら、先ほど副市長の答弁では、備前市の大幅な財政的な負担軽減は考えられなかったというふうに答弁をされておりますが、私はそれに異議を唱えたいと思うんです。

例えば2, 200万円の指定管理料を大幅に削減する、半減以上するとか、あるいは今後発生するであろう機械設備の修繕料等々に対して備前市は一切関与せんから、これはもう無償貸与なり無償譲渡するから、協会側で修理代を全部見てくださいとか、そういうもろもろの条件を詰めて、備前市の大幅な財政的な削減を考えつつ、それでも向こうが、いやもうその条件なら存続できません、その段階でじゃあやめましょうねということになれば、今回の8, 000人余りの存続要望をされている方も、ああそこまでだったらもう無理ですねというふうに理解ができるんですけども、2, 200万円かゼロかという選択肢しかないということになると、なかなか理解しづらいんじゃないかなと思えるんですが、いかがでしょうか。

○武内副市長 ゼロから2, 200万円のどこでその協会さん側が受けてくれるかどうかわからないですけども、いわゆる温浴施設そのものが、たしか平成元年の竹下内閣のふるさと創生の中で、ある程度の自治体に取り組んだ部分なんでしょうけれど、毎年2, 200万円の税の投入、しかもその利用者が180人という会員で全体の93%を占めているということになったときに、さっき言われたゼロから2, 200万円の間っていうよりも、温浴施設を今後も存続していくことに無理があるのかなというふうに私自身は思います。

○橋本委員 それは現在、備前市の所有物であるから、市が体力づくり指導協会に指定管理料を払って運営してもらっているという構図ですよ。それを例えば無償譲渡しますと、そのかわり温浴施設とプールを一体で運営してもらおうとして、それに対して具体的に言いますと、年間1, 000万円なら1, 000万円の補助金で協会さんがやってくださいという形であれば、あくまでも補助金になるわけですよ、指定管理料じゃなくて。そういういろいろな具体的な方策を協議する場を私は設けてほしいなど。一方的に2, 200万円を払うか、あるいは0円かという二者択一というのは余りにも大人気ないなというふうに思えるんですけども、そういう協議をしていく考え方というのは、やはりありませんか。

○武内副市長 これまでも申し上げましたが、やはり閉鎖に向けての協議はあり得ると思いますが、存続に向けての協議というのは考えておりません。

○橋本委員 私はこれでよろしいです。

○鶴川委員長 ほかの委員さん、御意見ございませんか。

副市長も大変忙しい中、わざわざ委員会に来ていただいております。その辺を御理解の上、副市長に特に御質疑がある場合には、先にここでお願いをしたいと思います。

なければ退席いただきたいと思います。

○石原委員 副市長への質疑になるのか、ちょっとわかりませんが、何か先方への通知の

仕方といたしますか、そういうものでちょっと先方と思いの行き違いがあったり、誤解が生じたりということもあると思うんですけれども、請願書の1枚目の中段あたりに要約されとると思うんです。このたび（来年3月末）で市有施設である温浴部門を閉鎖すると、突然に一方的な通知があり驚いていますということで、このようなやりとり、先方との交渉については先ほど橋本委員もおっしゃいましたが、閉鎖ということがいきなりどんと前面へ出ましたんで、私も新聞報道等で見ましたように、老朽化を理由に閉鎖と、もう閉めてしまうという言葉が一番前に出ましたんで、その裏では先ほどいただいた書面の一番下には、施設の譲渡や無償貸与もあり得ると考えられて今後の使用も可能なようなことが書かれとんで、話を聞けば聞くほど閉鎖という意味が全くもってわからんように、もう閉めてしまいますよと市長は表明をされて、存続に向けては協議する予定はないということなんですけど、改めて最後に確認ですけど、そういうことなんですか。

○山本保健課長 閉鎖という意味でございますけれども、温浴施設、お風呂の部分につきましては3月末をもって終了いたしますと。先ほども言いましたように温浴施設の中にあります空調ですとか、そういったプールと兼用で使っている施設等もございますし、2階の部分もプールのほうで使用しているという状況がございますので、そちらについては無償譲渡をして、プールの運営を存続される場合は使用していただいてもいいですよという意味合いで考えております。

○橋本委員 ちょっと間へ入りますが、課長、その答弁は違うわ。この末尾には温浴施設の譲渡、無償貸与を考えていますと書いてとんですよ。温浴施設とプールとの共用の設備についてというようなそんな注釈は入っていませんので、当然温浴施設ということになると浴槽も入るだろうし、浴槽棟の建物も入るだろうし、当然そういうふうに考えますよ。

○山本保健課長 ですから、そういったことを協議ということですので、もしそういった要望が出れば、今後協議をさせていただくというふうに解釈していただけたらと思います。

○石原委員 先ほど副市長、存続へ向けての協議は予定がないというお話でしたけど、先方からもしそういうような譲渡とか無償貸与のお話があれば、協議に応じるということによろしいんですか。

○武内副市長 協会さん側が、それならば温浴施設をうちのほうで自主運営したいということであれば、温浴施設に係る設備や備品等々については無償貸付というんですか、提供できると思います。

○金光保健福祉部長 その無償譲渡の件についてお答えいたします。

去る10月17日ですか、協会の理事長さんが市長のところへお見えになりました。そこでいろいろお話をいただきました。その後、市長とは別の部屋でそういう無償譲渡の件についても若干触れさせていただきました。その中の感触といたしましては、相手方といたしましては今まで2,200万円というお金でもって運営してきた施設、それを無償で譲渡されたことといたしましてもやはり幾ばくかの助成がない限りは運営できないのではないかというような考えを持っておられるなというようなことをお聞きいたしております。したがって、無償譲渡といたしましても施設を今度は運営する側からすると、ある程度の資金、これが必要になってくるのではないかと

なというふうに思います。

○橋本委員 最後に、こういう新聞折り込みが入ったんです。ヘルスパが入会者、会員を募る。これは執行部のほうは承知されておりますでしょうか。

○武内副市長 私、穂浪のほうに住んでおりますので、たしかそのチラシ、広告が入っていたと思います。しかし、あくまでもそれは温水プールの広告だったと思います。

○橋本委員 裏面にプールとお風呂コースということで、最後にお風呂も入ったんですよ。これらについては、市の施設であるお風呂です。まだ無償譲渡も無償貸与もしてないわけですから。それを使って、ことしになって会員を募っておるということは、何かのいい決着がついたのかなということで私は期待しとったんですけれども、関係者に聞いたら、何の協議もなされていないと。にもかかわらずこういう新聞折り込みが出るということは、見切り発車しとんかなと。これに対して、市は何らかの抗議か何かをしとんとおかしいんじゃないかと思うんですけれど。

○武内副市長 抗議とかそういったことはしておりませんが、その中に温浴施設があったかどうかまで見てないんですが、あるとすれば少なくとも協会さん側は今温浴施設の存続、閉鎖について問題になっていることはもう承知のはずですので、それをあえて4月以降の会員を募るということはいかなものかなという感じはします。指定管理者制度のもとでは、当然27年3月31日をもって一応契約期間が満了するわけですから、その先のことまでも見越してそういったチラシを入れるっていうのは、ある意味でちょっと勇み足かなっていうふうに思います。

○橋本委員 体力づくり指導協会さんの肩を持つわけじゃないんですけれども、別段これには期間は、本年の4月1日以降についてというようなことは一切書いていません。とにかく1月にこういう新聞チラシが入って、会員を募集すると、その中にはプールプラスお風呂コースも入っておると、当然温浴施設を利用してですから、今会員になって3月末で打ち切られるということになると、どっちかいうと詐欺みたいな話になりますんで、それに対してはやはり市の施設であるんですから、こんな文面を出されたら困るんですよということは、当然先方に言わんとあかんじゃないかなということで私は言ようるわけです。

○山本保健課長 その件につきましては相手方に電話をさせていただきまして、市としては3月末をもってお風呂の部分を閉鎖するといった方針でございますので、新規にお風呂にかかわる会員に入られる際には、そういった旨もお知らせをしてほしいとお伝えをいたしております。

○橋本委員 それを先に説明なりしてくれりゃよかった。

はい、了解。

○鶴川委員長 それでは、副市長におかれましては、大変ありがとうございました。

御退席をお願いしたいと思います。

○武内副市長 失礼しました。

○鶴川委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第4号についての質疑を終結いたします。

これより本請願を採決いたしますが、どのように取り計らいをいたしましょうか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時42分 再開

○**鶴川委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開します。

採決に当たりまして、どのように取り計らいましょうか。御意見を賜りたいと思います。

○**橋本委員** 私は、今回のこの請願に関して、委員の皆さんにそれぞれの思いを発表してもらって、それで意見を取りまとめていくのがいいんじゃないかなと思います。できたらそういうふうな取り計らいをお願いしたい。

○**鶴川委員長** ただいま橋本委員から先ほどの発言がございました。委員の皆さん、どのようにいたしましょうか。

○**守井委員** この件については、急遽というような話になっておるといことで、4万人何人の方が利用されているというような観点から、そういうことも少し考えながら趣旨採択がいいんじゃないかと私は思っております。

○**鶴川委員長** 他の委員の皆さんいかがでしょうか。

○**橋本委員** 今回のこの請願に関して、私は当初、施設の視察もさせていただきました。先ほども言いましたように、まだ十分使用に耐え得る施設である。これが温浴施設を閉鎖することによって、当然プール部分も平成20年度と同じく閉鎖に向かっていくんじゃないかなと。そうなった場合にあれらの施設が完全に廃墟になってしまう。そうした場合に、有事の際にあそこを避難施設として利用するんだというような計画案はもう詭弁にしか過ぎんわけで、そういう利用をすることはまず不可能に近いと思います。したがって、何らかの形であの施設が運営できるように、市の執行部と体力づくり指導協会が少なくとも温水プールの存続に向けては、やはり協議をしていってほしいなという願望も込めて、私は趣旨採択にすべきと。

というのが、採択ということになると、私も備前市の財政のことを十分おもんばかるし、利用者が180人で93%利用しとるといような執行部の理由づけにもある程度理解が示せます。だから、これは当然大幅に改善していかんやならんんだというふうには思いますけれども、とにかくあの施設が廃墟になるのは防ぐべきということから、請願者の願意も酌み入れて趣旨採択というふうに、この委員会としては持っていくべきではないかと私は思います。

○**鶴川委員長** ほかに御意見ございませんか。

○**石原委員** 私も結論からいきますと、趣旨は理解できますが、2,200万円の指定管理料については大いに見直しも必要でしょうし、そういう中で先ほども意見として申しましたが、もしこの施設が香登にあって、閉鎖がいきなり出てきた場合には、地元の方々が百数十名の方が御利

用されとる施設が近くにあるのであれば、このような請願が出て当然かなど。何とか存続させてくださいと、閉鎖はないんじゃないですかという思いに当然なると思うんですけれども。

請願の内容について存続を求める請願ですので、その要旨、趣旨は大いに理解できます。しかしながら、今後どうしても利用したい、存続したいのであれば、その中身については利用者の方々、また協会さんを含めて運営方法も協議をされていけばとも思います。また、これから先、公共施設等の見直しや統廃合も進んでいくんでしょうけれども、このような一方的な通知といえますか、形をとられるのであれば、ありとあらゆる施設でこのような請願が出され続けるんじゃないかと思います。先ほど橋本委員がおっしゃいましたが、やめるにせよ形を変えるにせよ、しっかりと協議はしていただきたい。文書でのやりとりだけじゃとても思いが通じんでしょうし、結論からいいますと、趣旨採択という形でいいとは思いますが。

○鶴川委員長 ほかにはございませんか。

○立川委員 昨年の12月からこういうお話が出て、いろんなお話をお伺いしました。私も一緒なんですけど、おっしゃることは大変よくわかると思います。何とか存続というお話もわかります。その中で8,000人の署名等々がございまして、8,000人とは言いながらも備前市の枠で考えると2割ぐらいの皆さん。仮にこの数で自主再建しようということになれば、月額2,500円を乗せてくださいよと、そしたら2,400万円ぐらい出てくると思います。それからまた、別の施設としての利用を考えられる状態にあったんじゃないかと。施設さん側もこの温浴施設の運用に関しても、いつまでも恒久的に補助、指定管理があるというふうに考えられるのはおかしいなど。とは言いながらも、備前市の対応としても先ほどお話に出ております、爆弾発言的なこと、やり方については多少どうなのかなということ、私もおっしゃることはわかりますが、今の情勢等々考えると、趣旨の採択にとどまるのかなど。ただ、今後は慎重かつ誠実な対応というのを求めたいと思いますので、趣旨採択プラス今後の経緯、経過の報告をお願いするようでしたらどうかというふうに思います。

○鶴川委員長 今、趣旨採択という意見が出ていますけれども、ほかの委員の皆さんは。

○森本委員 やはり先ほどからお話が出ているように、市の回答も正直遅いと思うので、今後そういう対応を見直していただいて、私も趣旨採択でお願いしたいと思います。

○津島委員 首長と請願者との意見が相反して接点がないわけですね。それで、先ほど副市長の答弁で首長の腹はもう決まるとるように私は感じました。しかし、あの施設が廃止になるとプールを利用している人に対しては大変気の毒ですので、今回は温浴施設とプールが何か合体しとる施設を廃止にするようなんですけど、首長は大変厳しい財政状況のもとで温浴施設だけの指定管理料2,200万円をカットするという話です。それは、温浴施設を廃止すると当然プールも利用できんわけですけど、ちょっとやはり難しいです。市長がもう存続はできんぞと言われたらそこを覆すというのは難しいんですけど、皆さんのこの8,000人の署名をいただいている趣旨はようわかりますけど、その決断というのはちょっと難しいと私は思います。

結論は、趣旨は酌んであげたいと思います。

○鵜川委員長 ほかに。

○星野副委員長 先ほどよりほかの委員さんからも意見が出ていますが、突然一方的に通知があったという点についてですが、執行部におかれましては今後指定管理の見直しを行う際は、ぜひ1年ほどかけて計画的に行っていただきたいと、ほかの委員さんも言うておられますので、ぜひ要望しておきたいと思います。

また、存続を願う8,000人を超える署名された方には一定の理解は示しますし、存続については先ほどから出ていますように、受益者負担の見直し、経営改善などを含めているような角度から再度、協会側と協議を重ねるべきだと思います。しかしながら、来年度から始まります合併算定がえによる歳入の削減、それに伴い大幅な歳出の削減が必要となりますし、公共施設の統廃合、見直しを進めていかなければならないというのが市の状況ですので、請願事項にあります備前市として従前どおりの御配慮をという、この一言にはどうしても賛同することはできませんが、その他の部分には賛同できますから、趣旨採択でいいんじゃないかと思います。

○鵜川委員長 ありがとうございます。

皆さんの御意見が趣旨採択でございます。

それでは、お諮りしますが、本請願は趣旨採択とすることよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって請願第4号は趣旨採択と決しました。

以上で請願第4号の審査を終わります。

***** 委員派遣について *****

最後に、委員派遣について御協議願います。

今回の委員会は、学校教育についての調査研究として教育用タブレットを活用した授業を視察するため、市内のいずれかの小中学校に委員を派遣したいと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、来月の委員会は、教育用タブレットを活用した授業を視察することといたします。

視察先、日程につきましては、これから事務局において調整させますが、委員長に一任いただいてよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。それでは、視察先、日程については委員長に一任いただきます。それらが調整でき次第お知らせいたしますので、出席方よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして厚生文教委員会を閉会いたします。

午前11時55分 閉会